

第 5 次鞍手町総合計画策定のための基本方針

鞍 手 町

## 1. 計画策定にあたり

---

鞍手町では、平成 19 年 3 月に「第 4 次鞍手町総合計画」を策定し、平成 27 年度までの町の将来像である『みんなの力で 今 動き出す 鞍手』の実現に向け、総合的かつ計画的に各種施策を展開し、まちづくりを進めてきた。

総合計画については、平成 23 年の地方自治法の改正により法的な策定義務はなくなったものの、まちづくりを進めるうえでの総合的な指針は必要であることから、本町においては、議会の議決すべき事件として、総合計画の基本構想の策定、変更又は廃止に関することを規定し、引き続きまちづくりの総合的指針である「鞍手町総合計画」を策定することとした。

現在、わが国を取り巻く社会経済情勢は、国・地方を通じた厳しい財政状況をはじめ、急速に進む人口減少など課題が山積みしている。国においては、まち・ひと・しごと創生法が制定し、我が国が直面する人口減少・少子高齢化という構造的課題に正面から取り組むため、国と地方が総力を挙げて取り組むための指針となる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。これを受け町においても「人口減少」や「超少子高齢化」という町だけでなく国全体が直面している重要課題に立ち向かうため、住民一人ひとりが夢や希望を持って安心して暮らせるようなまちづくりを進めるための目指すべき将来の方向性や方策を示した「総合戦略」を策定することとしている。一方、本町の現行の総合計画である「第 4 次鞍手町総合計画」は、平成 27 年度で目標年次を迎える。このため、新たな時代の流れや、求められる地方自治の姿を踏まえながら、地方分権時代にふさわしい「新たな総合計画」を策定する必要があるため、町の最上位計画として、総合戦略等の諸計画との整合性を図りながら、まちづくりの総合的な指針となる「第 5 次鞍手町総合計画」を策定することとする。

## 2. 計画策定の指針

---

昨年 4 月の消費税増税により国民生活はさらなる負担を強いられることとなり、景気は大きな落ち込みを示した。また、昨年 5 月に有識者で構成された日本創成会議では 2040 年には 896 の自治体が消滅する可能性があるという指摘し、本町では 20～39 歳の女性の人口が約 7 割減少するという衝撃的な発表がなさ

れた。

このような社会情勢の中、本町においては危機的な財政状況を克服するための取り組みとして、財政改革を柱とする「第6次鞍手町行財政改革集中改革プラン」を策定するとともに、消滅可能性都市からの脱却のため「まち・ひと・しごと」創生のための総合戦略を策定することとしている。

このような状況の中、今後9年間のまちづくりの総合的な指針となる「第5次総合計画」の持つ意味はこれまで以上に非常に重要なものとなり、次の事項を計画策定の指針とし、実行性のある計画として策定する。

- (1) 行政施策を網羅的に取り上げる従来の計画体系にとらわれず、将来ビジョンに向けた実行性のある施策を体系化して策定する。
- (2) 総合戦略の取り組みを十分に考慮し策定する。
- (3) 行財政改革の取り組みを十分に考慮して策定する。
- (4) 広域的な視点を考慮して策定する。
- (5) 現状分析を十分に行い、本町が抱えている課題の把握に努め、問題意識を持って策定する。
- (6) 「イメージアップ戦略」として町内外へ情報を発信していく「シティプロモーション」の効果的な導入を十分考慮して策定する。

### 3. 計画の構成と期間

---

本計画は「基本構想」と「基本計画」で構成する。

#### (1) 基本構想

まちづくりの基本理念を示すとともに、将来ビジョンに向けた基本目標及び行動目標（重点施策）を示す。計画期間は平成28年度から平成36年度までの9年間とする。

#### (2) 基本計画

基本構想の将来ビジョンの達成に向け、町の現況と課題を明らかにし、目標年度までに推進すべき行動計画（各種施策）を示す。前期計画期間は平成31年度までの4年間とし、後期計画期間を5年間とする。

## 4. 計画推進のために

---

社会経済情勢や住民ニーズが変化する中、総合計画を将来にわたって持続的かつ効率的に進め、実行性のある計画として運用していくためには、常に住民ニーズを適確に把握するとともに、行政施策の成果について評価・点検をし、絶えず見直しを行い、その一連の過程の正当性・透明性を確保しながら、住民へ説明責任を果たす仕組みを確立することが必要である。

このため、計画策定の過程においては「PDCAサイクル（計画→実施→評価・点検→見直し）」という行政評価サイクルの確立に向けた仕組みづくりを取り入れるとともに、その行政評価の基準となる、明確な成果目標値を設定することにより、目標の達成状況を把握し、施策の有効性の向上につなげることとする。

## 5. 住民と職員の参画

---

住民と町が一体となり、協力してまちづくりを進めるため、計画策定にあたっては、住民の声を十分反映できるようにパブリックコメントや各種団体ヒアリングなどの方策を検討し、広く意見の把握に努める。

また、職員についても幅広い参加を図り、計画に対する理解と実行性を確保するため、積極的に意見を求める。

## 6. 計画策定の体制

---

### (1) 総合計画審議会

総合計画審議会は、議会議員、教育委員会委員、農業委員会委員、公共的団体の役員及び職員、学識経験者、町職員で構成する。計画の原案について調査及び審議を行い、幅広い意見や要望を取り入れることにより、行政と住民が一体となった計画とすることを目的とする。

### (2) 総合計画策定委員会

総合計画策定委員会は、総合計画の策定主体として原案作成に伴う基本事

項の検討・決定及び庁内の横断的な調整等を行う。委員長を副町長、副委員長を総務課長とし、委員は教育長及び各課局長の職にあるもので構成する。

### (3) プロジェクトチーム

総合計画策定に係る専門的な調査・研究を円滑に行うため、町職員で構成するプロジェクトチームを設置する。なお、並行して策定する総合戦略との効率よい作業を行うため、プロジェクトチームについては、総合戦略のワーキングチームと同じ職員で構成することとする。

### (4) 事務局

政策推進課を事務局とする。策定作業の進行管理、各組織との連絡調整、住民や職員への広報活動など、全体的な調整を行う。

## 7. 条例等

---

(1) 鞍手町総合計画審議会条例

(2) 鞍手町総合計画策定委員会設置要綱